



建設 P B L

旭川市大町2条10丁目173番地の82
KRビル1F

TEL : 0166-52-2845

FAX : 0166-53-7162

HP : //www.a-kensetsurengou.com



No. 5

2022. 1



新年あけましておめでとうございます。
本年もどうぞよろしくお祈りします。

目次

- ページ 1 国保組合からお知らせ
- ページ 2 耳よりニュース・お知らせ



令和4年8月に健康保険証の更新があります。

【国保組合からお知らせ】

確定申告時の注意事項について

今年度は2年に1度の健康保険証の更新の年です。保険証の更新にあたり、令和4年3月に

組合員の皆様の資格再確認調査を行います。

調査では、「職業」や「状況」を書類により確認致します。

一人親方及び個人事業主の方は、確認書類として「**確定申告書B**」の提出をお願いしております。

令和3年分の確定申告の際に、左記★事項をご注意いただき、確定申告をお願い致します。組合員の資格再確認調査時に確定申告書の職業欄で建設業と判断ができない場合は、別の書類をご用意していただくこととなります。なお、3月に行われる資格確認調査の詳細は、近くなりましたらご案内致します。

第一表

【年】
令和3年分のもの。

【職業】 例：大工工事、管工事業

職業欄で業種を確認します。建設業に従事していることがわかるよう正しく記入してください。

※職業欄が空欄や、会社員、自営業、販売、修理などが記載されている場合、業種が確認できません。

ただし、例えば屋号欄で「〇〇工務店」、「〇〇塗装店」などの屋号の場合、業種が確認できるとみなします。

【営業収入（又は営業所得）】

収入を営業所得ではなく、給与所得に記載している場合は事業所の従業員とみなされます。従業員ではなく個人事業主又は一人親方の方は他に確認できる書類（一人親方特別労災加入証明書など）の提出が必要です。

令和4年1月1日から
任意継続が任意脱退できます。

厚生労働省から通知があり、今まで
社会保険の任意継続期間（2年以
内）の脱退が不可でしたが、任意継
続被保険者からの申し出による資格
喪失が令和4年1月1日から可能と
なります。その申し出が全国健康保
険協会に受理された翌月1日が資格
の喪失日となります。

医療費通知について

当組合では国民健康保険医療費のお
知らせ（医療費通知）ハガキを偶数
月に年6回送付致します。
医療費通知は所得税の確定申告にお
ける医療費控除の申告手続きで、医
療費の明細書として使用できます。
なお、医療費通知は再発行ができま
せんので、大切に保管して下さい。

医療費控除の申告に
関することは**税務署**に
お問い合わせ下さい。



【事務組合からお知らせ】

第3期労働保険料の納期は1月31日（月）
です。納期が遅れますと延滞金がかかる場
合がございますので、必ず期限までの納入
をお願い致します。
保険料は全額国へ納めるため、振込される
場合の振込手数料はお客様ご負担でお願い
致します。

納付に便利な口座引き落としも行っ
ております。ご希望の方はお問い合わせ
下さい。

【二人親方組合からお知らせ】

年度更新の書類を送ります。
この時期にのみ、給付基礎日額の変更が可
能です。ご郵送する書類を必ずご確認ください。
業務内容に変更はございませんか？
変更・追加がある場合は変更届を労働基準
監督署へ提出しなければなりませんし、届
け出を怠りますと、もし労災事故が起きた
際に労災保険が適用されなくなります。



【無料税務相談受付中】

確定申告・年末調整・会計記帳：等
税務に関する疑問・お悩みに税理士が
無料でお答えします。個人・法人は問
いません。

ご希望の方はお気軽にご連絡下さい。

〈開催場所〉

森税理士事務所 当組合事務所1F
TEL 0166・74・7301



【耳よりニュース】

令和4年の主な制度改正

- 1月** 雇用保険マルチジョブホルダー制度
・65歳以上は2事業所で条件を満たせば
雇用保険に加入
- 4月** 有期雇用の育児・介護休業取得
要件撤廃
・同一事業主に1年以上継続雇用という
- 10月** 育児休業中の社会保険料の免除
・月末時点の取得だけでなく月中でも
2週間以上の取得で対象
・賞与保険料免除は1カ月超の取得者に限定
出生時育児休業（産後パパ育休）
・子の出生後8週間以内に4週間まで取得
・分割して2回取得も可
育児休業
・分割して2回取得可能に

ホームページQRコード



ホームページにも載っていますので、
ぜひご覧ください

